

愛媛県立医療技術大学植栽剪定等業務委託契約書（案）

公立大学法人愛媛県立医療技術大学（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県立医療技術大学植栽剪定等業務（以下「委託業務」という。）を別添、愛媛県立医療技術大学植栽剪定等業務実施基準仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税額金 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に委託業務を行なうものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書を提出するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 乙は、事業計画書の内容を変更しようとするときは、事前に事業変更計画書を提出するものとする。ただし、軽微な変更は除く。

（調査等）

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(検査)

第10条 甲は、仕様書に定める委託業務が終了するごとに検査を行ない、作業が不十分と認められた場合は、改めて作業を命ずることができるものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は、前期、後期の2回払いとし、毎回の支払額を、
金 円とする。

2 甲は、前期分はその年の9月に、又後期分は翌年の3月にそれぞれ乙の委託業務完了確認後、前項に定める支払額を、原則として乙の適正な請求書を受理した月の翌月の末日までに支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の催促をすることなくこの契約を解除することができる。

(1)この契約に違反したとき

(2)この業務を遂行することが困難であるとき

(3)乙又は乙の代表役員等、一般職員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 第1項または前項の規定により契約を解除したときは、甲は、代金の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った代金の全部若しくは一部の返還を乙に請求することがある。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務の履行に関連して知り得た個人情報及び秘密を他に漏洩してはならない。この契約が終了し、又は解除された後についても同様とする。

2 乙は、前項の個人情報の保護及び秘密の保持について、その従事者に周知し徹底しなければならない。

3 甲は、必要があると認めるときは、乙の個人情報の保護等の状況につ

いて調査を実施することができる。乙はこの調査に協力しなければならない。

(契約外の事項)

第15条 この契約に定めのない事項については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第 256号）及び公立大学法人愛媛県立医療技術大学会計規程によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を所持するものとする。

令和8年 月 日

伊予郡砥部町高尾田543番地
甲 公立大学法人愛媛県立医療技術大学
理 事 長

乙

愛媛県立医療技術大学植栽剪定等業務実施基準仕様書

愛媛県立医療技術大学の美観を損ねることのないよう特に留意し、次により実施するものとする。

ただし、この植栽剪定等業務実施基準仕様書は、作業の大要を示すものであるから、軽易な作業でかつ当該植栽剪定等業務上必要と認めた作業は、契約金の範囲内でこれを実施するものとする。

1 委託業務の内容

乙が甲から委託を受けて行う業務は、次のとおりとする。

対象となる個別具体的な施行箇所（弱剪定にあつては、枝、幹等の選定を含む。）及び施行時期については、別途甲と事前協議すること。

(1) 弱剪定等業務

ア 高木の弱剪定

(ア) 剪定対象：別紙記載の高木217(173+44)本の内の100本の高木

(イ) 剪定回数：1回

イ 中下木の弱剪定

(ア) 剪定対象：別紙記載の中下木124(78+46)本のうちの60本の中下木

(イ) 剪定回数：1回

ウ 寄植えの剪定

(ア) 剪定対象：別紙記載の寄植え(280㎡)

(イ) 剪定回数：1回

エ 芝の刈込み

(ア) 刈込み対象：別紙記載のコウライ芝(1,236(1,059+177)㎡)

(イ) 刈込み回数：1回

なお、庭園の図面(医大分)については、別紙のとおり。

(2) 薬剤散布業務

(ア) 散布する薬品：トレボン 1000倍 } 2,500^{リットル}
ベンレート 1,000g }

(イ) 散布回数：3回

(ウ) その他：特に高木については、全体に確実に散布

(3) 灌水業務

(ア) 実施時期等：6月から9月までの間の延べ60日間（ただし、雨天時を除く。）

(イ) 業務内容：1日につき1人8時間相当の灌水業務

(4) 除草業務

(ア) 除草回数等：2回、低木刈込面積部分(2,096㎡以上)

(イ) その他：発生したごみ(除去した草木・枝葉等)は学外に搬出

(5) 清掃業務

(ア) 排水路の清掃

(イ) 清掃回数：1回

(6) 機械除草・除草剤散布業務

(ア) 除草対象；グラウンドフェンス周辺

(イ) 除草回数：1回

(ウ) 除草剤散布回数：1回

(エ) 散布する薬品：タッチダウンIQ

(オ) その他：発生したごみ(除去した草木・枝葉等)は学外に搬出

2 作業員

(1) 業務を円滑に実施するために必要な人員を確保し、業務に支障が生じることのないようにすること。

(2) 作業中は、監督者を配置し周囲の安全に配慮すること。

3 作業時間及び作業上の留意点

(1) 作業の実施に当たっては、乙は大学の運営に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得るものとする。

作業の実施時期については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 作業時間は、原則として8時30分から17時15分までとすること。

(3) 作業中の構築物の取扱いには慎重を期し、破損、亡失等の事故防止を図ること。

(4) 危険な場所での作業には、安全装置を施す等、作業員の危険防止を図ること。

(5) 業務実施にあたり、建造物等に損傷を与えないよう十分留意すること。

(6) 乙は作業中に発生する枯損木、枝葉、草、ごみ等その他発生する廃棄物は、速やかに学外へ搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき、適正に処分すること。

また、施行箇所の事後清掃を行うこと。

(7) 作業中は、大学の運営に支障のないよう配慮するとともに、大学関係者等に事故・危害を与えることのないよう厳に留意すること。

(8) 作業中、植栽内又は校内で危険物若しくは異物等を発見したときは、

手に触れることなく、直ちに大学職員に通報し、指示を求めること。